

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会 議 名		令和6年度 第2回 淡路広域水道企業団入札監視委員会	
開 催 日 時		令和6年12月4日(水) 午後2時～午後4時	
開 催 場 所		洲本市文化体育館 2C会議室	
出 席 者	委 員	笠原 宏 委員長 (関西大学法学部 教授) 片岡 昌樹 委員 (弁護士) 潮崎 征功 委員 (公認会計士)	
	企業団職員	森副企業長、辻野事務局長、東根総務課長、新阜工務課長、 坂東洲本市サービスセンター長、上田南あわじ市サービスセンター長、 木村淡路市サービスセンター長、大傍管財担当係長、山形主任	
関 係 職 員		-	
審 議 対 象 期 間		令和6年4月1日から令和6年9月30日まで	
議 事 概 要		1 開会あいさつ (委員長) 2 議題 (1) 報告事項 入札及び契約手続の運用状況 (令和6年度上半期分) について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明 (2) 審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した8案件について、審議を実施 (3) 次回抽出委員の選出 3 その他 (1) 次回委員会の開催日程 4 閉会あいさつ (副企業長)	
抽 出 件 数		総件数 8 件	(備考)
制限付き一般競争入札		3 件	
指名競争入札		3 件	
随 意 契 約		2 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等		<b>意見・質問</b>	
		<b>回答</b>	
		1 抽出事案の審議 <b>【抽出事案①】 室津浄水場高圧受電盤更新工事 <a href="#">【抽出事案説明書】</a></b>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>失格となった3者は最低制限価格を下回る入札価格だったため失格とされたと思われるが、最低制限価格との差が僅少である。僅少な差で失格者が複数出た事情としてどのようなことが考えられるか。 また、最低制限価格が高かったというようなことはないのか。</li> <li>同種の工事の入札の頻度はどの程度あるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計書の採用単価については、建設物価・積算資料等を参考に採用している。また、これらに掲載されていない機器等については、複数業者より見積りを徴取し設定している。算定方法については、これらのお見積りと物価資料等を用い、全国簡易水道協議会が発行している歩掛資料等で積算していることから、予定価格および最低制限価格は妥当と考えている。</li> <li>直近3年間では、令和4年度に1件、令和5年度はなく、今年度本件のみであり、頻度としては年に1件あるかないかである。</li> </ul>

<p>委員からの意見・質問 それらに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の同種工事の入札における落札率や失格者の発生割合はどの程度か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の案件は、落札率92.81%、応札者11者のうち失格者1者であった。</li> </ul>
	<p>【抽出事案②】大磯地区水道管布設替工事(1工区) <a href="#">【抽出事案説明書】</a></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は対象業者数27者のうち15者が申込んでおり、今回の制限付き一般競争入札の他の2件(案件番号1及び3)よりも申込者の比率が高くなっている。 本件の申込者の比率が比較的高く、案件番号3の比率がかなり低くなっているのはどのような事情からか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道管布設替工事と設計業務委託を単純に比較することはできないが、本件については、対象を島内業者としたこと、また、特殊性がない一般的管路工事で、比較的幅員のある住宅地内の生活道路における現場で施工がしやすい高額な工事であることから、応札意欲を高めた業者が多くなったと推測する。 案件3については、コンサルの入札参加資格者名簿に登録された建設コンサルタント登録のある島内業者が少ないため、所在地要件を県内まで広げ、対象を県内業者69者とした。しかしながら、対象業者数が多くなり、対象業者数に対する申込者数の比率は低くなった。ただし、令和5年度で同様の条件で公告を行った際は66者中7者であったことから、それに比べると申込者及び申込者数の比率は、多く、また高くなっている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1工区)とあるが、全体事業計画と今後の入札計画はどうなっているのか。</li> <li>辞退理由は何か。</li> <li>電子入札が本格的に導入されてしばらく時間が経つと思うが、実務上の影響は、何か目立って生じているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大磯地区水道管布設替工事の全体計画では3期に分割しており、入札計画については、令和7年度に第2工区、令和8年度に第3工区を予定している。</li> <li>1者は『技術者不足のため』、残りの2者は『積算の結果採算が合わないため』、となっている。</li> <li>大きな影響は生じてない。メリットの一つは一者応札が可能となったことであり、デメリットの一つは再入札になった際、時間がかかることである。</li> </ul>
<p>【抽出事案③】下水道関連水道移設補償工事設計業務委託(松帆・湊27号) <a href="#">【抽出事案説明書】</a></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件のようなコンサルタント業務の予定価格はどのように算出しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格の算出については、「水道事業実務必携」に基づき設計しており、業務内訳は現地調査、図面作成、数量計算、審査等で構成され、まず各業務に要する労務人数を計算し、労務単価を掛けて算定した直接原価と、定率である諸経費を積み上げて算出している。</li> </ul>	

<p>委員からの意見・質問 それらに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札価格に大きな差が生じているように思われるが、なぜこのような差が生じているのか。</li> <li>水道事業実務必携に基づいて積算したということだが、予定価格に対して入札された各者全部下回っていたということで、数字だけ見ると予定価格が結構高いと感じるが、水道事業実務必携で積算して出てくる数字がもともと高く、実態と齟齬があるのかなという印象を受けるが、そのあたりはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案件は制限付き一般競争入札で行われており、対象業者が兵庫県内 69 者という多数の業者に設定されていることから、落札意欲の高い業者が応札したものと思われる。また、業務委託のため最低制限価格を設けておらず、設計業務は人件費が主であることから各業者で隔たりが生じたものと推察する。 なお、前述の「水道事業実務必携」が公表されていることから、予定価格の算定が容易であると判断できるが、すべての業者が予定価格を下回る入札価格となっており、入札時に提出のあった内訳書で確認すると、諸経費を含めた 3 項目で構成されている本案件については、直接原価で 14 者が、その他原価で 10 者が、一般管理費等で 13 者が、予定価格より金額を下げている状況にあった。</li> <li>水道事業実務必携には、作業ごとにおける人工（歩掛）が掲載されており、それを積み上げて、県の単価表にある金額を掛けて算出している。全国共通の算出方法である。</li> </ul>
	<p>【抽出事案④】 明石海峡大橋送水管テフロン板取替工事(その2) <span style="float: right;">【抽出事案説明書】</span></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種の特殊性から 2 者に絞っているが、当該 2 者をどのように選んだのか。</li> <li>何年かに一度というスパンで実施しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明石海峡大橋に添架されている送水管は当該 2 者により施工されたことから、今回の案件についても、明石海峡大橋という特異な現場条件や工事の特殊性などから、建設当時から携わり、高度な技術を有する当該 2 者を選定した。</li> <li>今回が送水管施工後 25 年で初めての更新である。</li> </ul>
	<p>【抽出事案⑤】 下水道関連水道移設補償工事設計業務委託(松帆櫛田地区) <span style="float: right;">【抽出事案説明書】</span></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>選定方法が複数ある場合、「指名業者選理由」記載の方法を本件に適用したのどのような理由からか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案件については補償事業であり、より精度の高い成果品や工期厳守が求められることから、①建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）による「上水道及び工業用水道部門」の登録を受けており、②当該部門を希望し、③その中で履行性確保の観点から、テクリスによる同種業務の実績数を調べ、実績数の多い上位 7 者を選定した。</li> </ul>	

<p>委員からの意見・質問 それらに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内訳が分かるのであれば、どの項目が積算と比べて安いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託について、「指名競争入札」では内訳書の提出を求めている。</li> </ul>
	<p>【抽出事案⑥】 高感度透過散乱形濁度計・無試験残留塩素計購入 <a href="#">【抽出事案説明書】</a></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知した 12 者中 5 者しか入札していない（半数以上が辞退または不着）のはなぜか。</li> <li>・ 予定価格と入札価格に大きな開きがあるが、予定価格の設定は妥当なのか。</li> <li>・ 選定理由に「希望優先順位の高い県内業者を選定」とあるが、優先順位が記載されたリストについて説明を求める。</li> <li>・ 一般的には、全体の見積書の合計金額で比較するものだと思うが、細目の機械ごとで価格比較するというのは、企業団としては一般的な比較の方法か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辞退した 5 者の理由は、「他社製品にて技術的に困難、積算不可のため」、「当社製品仕様での対応がないため」、「初めての電子入札で資料熟知に時間を要し、入札期日に間に合わないため」、「取扱い外のため」、「記載なし」となっており、製品の特殊性による、業者の取扱い有無が理由と推測される。</li> <li>・ 予定価格の算定については、仕様に合致した単価が積算単価表に記載されていないため、実績のある業者から徴取した見積単価を採用しており、妥当と考えている。</li> <li>・ 当企業団が発注する「物品製造・役務提供業務等」に係る競争入札への参加を希望する者は、「入札参加資格審査申請書」により申請を行っている。その際に、企業団と取引を希望する営業品目等を優先順位の高いものから 10 項目記載しているが、それを整理したものが「入札参加資格者名簿」であり、この名簿を業者選定等に活用している。</li> <li>・ 今回は 2 つだが、例えば色々な機器を設置し作るような工事であればより多くの見積書を取るが、それぞれ機器ごとに見積りを取って、それをそれぞれ設計の材料とする。</li> </ul>
	<p>【抽出事案⑦】 下水道関連水道移設補償工事（松帆・湊 25 号） <a href="#">【抽出事案説明書】</a></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札率がほぼ 100% となっているのはどのような事情からか。</li> <li>・ 随意契約理由書にある、工期短縮、工事の安全性等の理由について、競争入札でも担保できると思われ、随意契約を選択すべき積極的な理由は見当たらない。理由書では見えない本契約の内情があれば説明を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事は、南あわじ市発注の下水道工事に伴い支障となる水道管を移設するものであり、下水道工事と同一箇所での施工となることから市発注業者と随意契約を行っており、予定価格の設定が、関連する工事の落札率を考慮しているためと考える。</li> <li>・ 本案件は、同一箇所での工事であることから、同一業者での施工により工程管理が行いやすく工期短縮へとつながるものと考えられ、また、複数の業者、機材等が錯綜することが安全性に欠けるものと思われる。施工後の事故責任においても複数業者の入場により不明確になることが予想されるため、総合的に判断した上で有利と認められるため随意契約とした。</li> </ul>	

<p>委員からの意見・質問 それらに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体の下水道工事は競争入札か。</li> <li>・ 南あわじ市と共同発注はできないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南あわじ市による制限付き一般競争入札である。</li> <li>・ 下水道事業、水道事業ともに発注団体が異なるため、それぞれ相手方に瑕疵担保を請求するというのはなかなか難しいと推測され、責任分界点をしっかりしておくという意味で今の方法を取っている。</li> </ul>
	<p>【抽出事案⑧】 竹原ダム洪水吐改良詳細設計業務委託 <a href="#">【抽出事案説明書】</a></p>	
<p>委員会による意見具申 又は勧告の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札率がほぼ100%となっているのはどのような事情からか。</li> <li>・ 過去直近の同種事業について、当該事業者と契約した事業はどのような規模であったか。</li> <li>・ 過去直近の同種事業の予定価格と、今回の価格の差は、単純に積算の数量の違いによる金額の差と考えていいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案件はダムのゲート撤去を伴う洪水吐の設計を行うもので、事例が少ない特異な内容のため、ダム技術に関する高度な知識と経験を有する当該事業者と随意契約したものである。予定価格の基となる設計額の算出については、国や各種協会の積算基準がないことから当該事業者の見積書を参考に積算しているため、予定価格に近い応札になったものと推測する。</li> <li>・ 令和5年度に、予定価格5,020,400円に対して4,950,000円で契約した。</li> <li>・ 業務の内容が大きく異なっている。今回は洪水吐の改良の詳細設計の業務であり、昨年度はそのための予備調査的な業務である。</li> </ul>
	<p>特に無し</p>	